

2 平成19年に所得が減って所得税が課されなくなった方

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける方については、既に納付済の平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付(減額)します。

■所得変動に伴う住民税の還付(減額)を受けるためには申告が必要となります。

平成19年度分住民税を課税した平成19年1月1日現在お住まいの市区町村へ減額申告書を提出してください。他の市区町村へ転居された方は申告先をお間違えにならないようご注意ください。

申告期限
平成20年
7月1日～31日
まで

所得変動のモデルケース●夫婦 給与収入500万円の場合●

(単位：円)

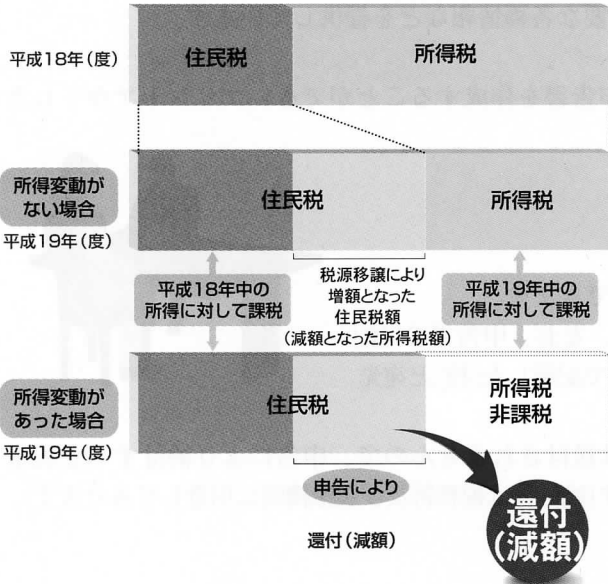
平成19年の収入が減少した場合

	H18年(度)	H19年(度)
所得税	220,000	122,500
住民税	130,000	227,500
合計	350,000	350,000

	税 額		差 額
	税源移譲前の税率を適用	税源移譲後の税率を適用	
所得税	0	0	0
住民税	130,000	227,500	97,500
合計	130,000	227,500	97,500

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

還付(減額)されます!



※平成19年中に亡くなられた方や海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない方には、この経過措置は適用されません。

※この経過措置の対象となる方は、住民税と所得税の人的控除(配偶者控除、扶養控除、基礎控除など)額の合計額が、平成20年度の住民税の合計課税所得金額(課税長期譲渡所得等の金額がある場合は、これらの金額を合計した金額)以上になる方に限られます。したがって、寄附金控除額などの人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方には、この経過措置は適用されません。

給与支払報告書の提出は
1月31日(木)まで!!

○給与支払報告書の提出について

平成19年分の給与支払報告書は1月31日(木)が提出期限となっておりますが、2月18日(月)からの所得税確定申告及び市県民税の申告に必要な資料ですので、提出はお早めにお願ひします。

なお、専従者給与を支払っている場合についても、給与支払報告書の提出義務がありますので、忘れずに提出してください。

○給与支払報告書の提出対象範囲が拡大されました

個人住民税の税負担を公平にし、所得を確実に把握するために、前年中に中途退職した従業員の方についても、支払給与額が30万円を超える場合は、給与支払報告書の提出が義務付けられています(30万円以下でも任意提出可)。

提出は1月31日までに退職時の住所所在地の市区町村に提出することになり、提出された給与支払報告書については、平成20年度個人住民税に反映されます。

問合せ 税務課 市民税担当

家屋を取り壊したときは、届け出が必要ですよ

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在の土地、家屋、償却資産(これらを総称して「固定資産」という)の所有者に課税されますが、

- ① 建物を壊し、滅失登記が済んでいないとき。
- ② 未登記家屋を、取り壊したとき。

などは家屋取り壊し届出書(税務課に備えてあります)を1月末日までに提出してください。提出がない場合は、課税されることとなりますので、忘れずに提出してください。

償却資産の申告について

工場や商店などを経営している方が、その事業のために用いる機械・器具・備品などを償却資産といえます。

償却資産(事業用資産)の所有者は、毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月末日までに申告していただくことになっており、これに基づき価格を決定します。忘れずに申告をお願いします。

なお、申告用紙のない方は、税務課資産税担当へ請求してください。

問合せ 税務課 資産税担当